

## 令和4年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和4年11月25日(金) 第1回 開会 午後2時  
休憩 午後2時 3分  
第2回 再開 午後2時 3分  
閉会 午後2時33分

場所 議会運営委員会室

出席委員 白土幸仁委員長  
横川雅也副委員長、権守幸男副委員長  
千葉達也委員、立石泰広委員、須賀敬史委員、梅澤佳一委員、田村琢実委員、  
本木茂委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、井上航委員、深谷顕史委員、  
木村勇夫委員、秋山もえ委員

出席者 中屋敷慎一議長、武内政文副議長

欠席委員 第1回 秋山文和委員  
第1回及び第2回 宇田川幸夫委員 → 代理出席：飯塚俊彦議員  
山根史子委員 → 代理出席：町田皇介議員

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

### 会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和4年11月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和4年11月25日(金)第1回)

---

**委員長**

1 議会運営委員の辞任及び選任についてだが、本委員会の秋山文和委員から議長宛てに、同委員の辞任願が提出された。ついては、秋山文和委員の議会運営委員の辞任を許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、埼玉県議会委員会規程第4条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、秋山文和委員の議会運営委員の辞任を許可することで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、秋山文和委員の議会運営委員の辞任に伴い、1名欠員となった同委員に、共産党から、秋山もえ議員を選任されたい旨の申出がある。ついては、秋山もえ議員を議会運営委員に選任することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、秋山もえ議員を議会運営委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議会運営委員の辞任及び選任については、開会日・12月2日(金)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

令和4年11月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和4年11月25日(金)第2回)

**委員長**

2 12月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しを頂いたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

サイドボックスにある、「埼玉県議会令和4年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。

「埼玉県議会令和4年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算8件、条例4件、事件議決18件の計30件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告などの報告事項が3件あり、合わせて33件となる。

議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、補正予算案については、長期化するエネルギー価格や物価の高騰等の影響により厳しい状況に置かれている事業者や県民への更なる支援に要する経費のほか、脱炭素社会に向けた設備導入の追加支援や公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るなど、当面对応すべき事業について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、115億2,695万4千円となったところである。

次に、条例については、新規条例1件を含む4件である。主なものとしては、まず、手数料等の納付におけるキャッシュレス決済を推進するため、埼玉県証紙条例等を廃止するとともに、関係条例について所要の改正を行う「埼玉県証紙条例を廃止する等の条例」がある。また、新規条例として、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法に地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する規定が定められたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める「個人情報の保護に関する法律施行条例」がある。

このほか、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定に関するもの14件や、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款の変更などについて議決を求めるものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

**企画財政部長**

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を、御覧いただいている資料により御説明申し上げます。

それでは、3ページにある、資料1「埼玉県議会令和4年12月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたいと存じます。

まず、「1 予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく御説明させていただく。

5ページを御覧願う。「2 条例」について、御説明させていただく。1番の「埼玉県証紙条例を廃止する等の条例」は、手数料等の納付におけるキャッシュレス決済を推進するため、埼玉県証紙条例等を廃止するとともに関係条例について所要の改正を行うものである。2番の「埼

玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、行政手続のオンライン化を推進するため、手数料の金額に郵便料金等を加算できることとするとともに、旅券法等の一部改正に伴い、一般旅券査証欄増補手数料の廃止などを行うものである。6ページを御覧願う。3番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲の推進を図るため、自家用水道の監督など既に移譲している事務について、処理する市町村の拡大などするものである。4番の「個人情報の保護に関する法律施行条例」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法に地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する規定が定められたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める条例を新たに制定するものである。条例については、以上である。

7ページを御覧願う。「3 事件議決」である。1番の「当せん金付証票の発売について」は、令和5年度における宝くじの発売限度額を420億円とするものである。2番から11ページの15番までは、「指定管理者の指定について」である。14件18施設について、指定管理者の指定を行うものであり、いずれの施設についても、指定期間は5年、選定方法は公募となっている。12ページを御覧願う。16番の「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款の変更について」は、地方独立行政法人法の規定に基づき、定款で定める同機構の事務所所在地をさいたま市から北足立郡伊奈町に変更することについて、議会の議決を求めるものである。17番の「埼玉県道路公社の皆野寄居有料道路及び三郷流山橋有料道路の料金の一部の変更の同意について」と18番の「山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の一部の変更の同意について」は、障害者割引制度における1人1台要件の緩和など料金制度の一部変更に同意することについて、議会の議決を求めるものである。議案については、以上である。

次のページ以降は「報告事項」である。まず、「1 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番の「損害賠償の額を定めることについて」は、春日部地方庁舎の駐車場において、上下可動式のポールが動作不良のため地中に収納されておらず、相手方が使用する普通乗用自動車は敷地内に進入する際に衝突し、車両を損傷させたことに対する損害賠償額について、15,620円と定めるものである。2番の「損害賠償の額を定めることについて」は、令和4年6月定例会及び9月定例会において専決処分の報告を行った案件と同様のものであり、警察官が公安委員会の意思決定が存在する交通規制が実施されているものと誤認し、信号無視や交差点右左折方法違反として告知をしたことにより、各種講習を受講等せざるを得ず、休業損害等が生じた者43名に対する損害賠償額について、総額327,580円と定めるものである。

14ページを御覧願う。「2 年次報告」であり、1番の「環境の状況に関する年次報告」は、埼玉県環境基本条例に基づき、令和3年度における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、議会に報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

15ページを御覧願う。資料2「令和4年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。

この補正予算案は、長期化するエネルギー価格や物価の高騰等の影響により厳しい状況に置かれている事業者や県民への更なる支援に要する経費のほか、脱炭素社会に向けた設備導入の追加支援や公共事業等の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るなど、当面对応すべき事業について編成したものである。補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(4)までの四つに整理している。それぞれの詳細は後ほど御説明する。

16ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で115億2,695万4千円、特別会計で269億

8, 055万5千円、公営企業会計で98億4, 108万2千円、合計で483億4, 859万1千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正では特定財源である国庫支出金などを充てるとともに、繰越しを伴う事業については、現時点で地方創生臨時交付金の繰越しが国から認められていないことなどから、繰越金を活用している。また、諸収入は主に、公営競技事業特別会計からの収益事業収入である。

17ページを御覧願う。「3 補正予算の主な内容」について御説明する。

まず、「(1) エネルギー価格・物価高騰等の影響を受ける事業者・県民への緊急支援」についてである。「ア 県内地域公共交通事業者に対する支援」については、県内の乗合バス及びタクシー事業者の運行継続を図るため、国の支援が継続することを踏まえ、燃料費高騰の影響分を更に補助するものである。「イ 県内医療機関等に対する支援」については、高騰する光熱費等の激変を緩和するため、病院、診療所、調剤薬局、施術所などに対し、直近のエネルギー価格上昇率等を踏まえ、緊急的措置として補助するものである。「ウ 県内中小企業等の資金繰りへの支援」については、資金繰りが厳しい中小企業等を支援するため、今年度に創設した伴走支援型経営改善資金の融資枠を200億円から400億円に拡大するとともに、債務負担行為を設定するものである。「エ 企業の価格転嫁に向けた環境整備」については、原材料費等の高騰に応じて適切な価格転嫁を促進するため、県内企業に対し「パートナーシップ構築宣言」の登録を働き掛けるとともに、価格転嫁しやすい気運醸成のため効果的な広報等を実施するものである。「オ

県産農産物販売促進キャンペーンを通じた農業者支援及び家計負担軽減」については、県産農産物の取扱店を拡大し、購入機会を増やすことで農業者を支援するとともに県民の家計負担の軽減を図るため、量販店等が行う県産農産物の販売促進キャンペーンに対して補助するものである。「カ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る費用の追加」については、母子父子寡婦福祉資金特別会計において、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、ひとり親世帯等に対する修学資金など各種資金の貸付見込みが当初の想定を上回ることから貸付原資を増額するものである。18ページを御覧願う。「(2) 脱炭素社会に向けた省エネ・再エネ設備導入の促進」についてである。「ア 省エネ・再エネ設備導入に向けた県内中小企業等に対する支援」については、長期化する光熱費等の高騰の激変を緩和しつつ、CO<sub>2</sub>排出量の削減を加速させるため、高効率の空調設備等の更新費用や、蓄電池との組み合わせを基本とした太陽光発電設備の導入費用などに対して補助するものである。次に、「(3) 公共事業等の施工時期の平準化・適正工期の確保」についてである。「ア 施工時期の平準化」については、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、端境期である年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

19ページを御覧願う。「(4) その他」についてである。「ア 県議会における情報ネットワークの整備」については、議員個人が所有する端末の利用を前提としつつ、オンライン会議やリモートワーク環境の充実等を図るため、仮想デスクトップシステムの導入やクラウドサービスの利用等により利便性向上とセキュリティ確保を実現する「第6次議会情報ネットワーク」の構築に向けて債務負担行為を設定するものである。「イ 森林管理道の冬期における通行確保」については、令和4年9月に発生した大規模な土砂崩落により通行止めとなった県道中津川三峰口停車場線のう回路とするため、森林管理道金山志賀坂線の除雪対策等を実施し、緊急時の車両等の通行を確保するものである。「ウ 競輪事業に係る費用の追加」については、公営競技事業特別会計において、競輪事業のインターネット販売が好調であり、売上げ見込額が当初の想定を上回ることから、払戻金や収益増加に伴う一般会計への繰出金等を増額するものである。

「エ 国民健康保険事業に係る費用の追加」については、国民健康保険事業特別会計において、新型コロナウイルス感染症の第7波等の影響で、市町村における保険給付に要する費用が当初の想定を上回ることから、市町村への交付金を増額するものである。「オ 嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業の継続費の変更」については、地域整備事業会計において、追加の地盤対策工事を行う必要が生じたことなどから、事業終期を令和4年度から令和5年度に延長するとともに、継続費の総額を増額するものである。20ページを御覧願う。「カ 県有施設等における光熱費等の増額」は、上半期の実績等を踏まえ、エネルギー価格高騰の影響により既定予算では不足が見込まれる光熱費等を増額するものである。

次に、21ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計及び公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

#### 委員長

3 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

#### 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

#### 委員長

4 12月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1を御覧願う。委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民8名、県民1名、公明2名、民主フォーラム2名、共産党2名ということではいかがか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、公明1名。2日目、自民1名、民主フォーラム1名、共産党1名。3日目、自民1名、公明1名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、共産党1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる12月1日(木)の正午までとするので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。

したがって、質疑質問1日目の12月8日(木)に係るものについては、一問一答式の場合は12月5日(月)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、12月6日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、12月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料2のとおり、前9月定例会と同様の対応とする委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

## 委員長

6 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、お手元の資料3のとおり、去る10月25日、全国都道府県議会議長会から、在職25年以上の議員として89番長峰宏芳議員が、在職20年以上の議員として84番本木茂議員、85番宮崎栄治郎議員が、在職15年以上の議員として44番浅野目義英議員、47番岡重夫議員、62番醍醐清議員、71番梅澤佳一議員、79番中屋敷慎一議員、80番諸井真英議員、81番神尾高善議員、82番高橋政雄議員、83番田村琢実議員、92番木村勇夫議員、93番田並尚明議員が、在職10年以上の議員として56番新井豪議員、64番荒木裕介議員、65番岡地優議員が、それぞれ自治功労により表彰された。

については、開会日・12月2日（金）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

## 委員長

7 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

## 政策調査課長

お手元の資料4、本会議のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様にも、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。

続いて、お手元の資料5、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として1月15日（日）に放送したいと考えている。どうぞ、よろしく願います。

## 委員長

8 予算特別委員会についてだが、今年度も2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、12月定例会中の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいと思うので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

## 委員長

9 県議会における個人情報保護の取扱いについてだが、本年6月定例会開会日の本委員会で、「県議会個人情報保護検討協議会」の設置について御報告したが、その後の協議結果に係る報告書が議長宛てに提出され、「埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」及び「埼玉県議会情報公開条例の一部改正」についての素案が示された。この件については、9月に開催された各党派代表者会議において、議会運営委員会での協議など、必要な手続を経た上で、今定例会で上程することについて了承されている。

ついては、この件の取扱いについて、御協議いただきたいと思う。「県議会個人情報保護検討協議会」の報告書の内容のとおり、条例案を作成したので、お手元の資料6を御確認願う。

なお、「埼玉県議会情報公開条例の一部改正」については、「埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」の制定に伴う改正であるため、同条例の附則で規定しているので、御了承願う。

この案でいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、この件については、「県議会個人情報保護検討協議会」の委員及び議運委員連名の議員提出議案として、開会日・12月2日（金）に提案することによいか。

< 了 承 >

## 委員長

なお、案文、提案説明の有無及び委員会付託等については、今後の議運で確認することによいか。

< 了 承 >

## 委員長

10 ペーパーレス会議システムの効果検証に関するアンケートの集計結果についてだが、お手元の資料7に基づき、議事課長に説明させる。

## 議事課長

資料7「ペーパーレス会議システムの効果検証に関するアンケートの集計結果」について御説明する。このアンケートについては、令和2年12月定例会の議会運営委員会に提出された議会改革検討会の報告書に基づき、効果検証をしたものである。

それでは、資料を御覧願う。アンケート総数は、58名で現議員数の約7割（67.4%）になる。

まず、問1 情報の共有化が向上したか。であるが、「非常に向上した」と「向上した」を合わせて、84.5%になっており、8割以上の議員から向上したとの回答を頂いている。意見等としては、「資料の共有化はできたが、情報の共有というのは交流・議論が必要」などの意見があった。

次に、問2 検索性が向上したか。であるが、「非常に向上した」と「向上した」を合わせて、70.7%になっており、7割以上の議員から向上したとの回答を頂いている。意見等としては、「検索機能を知らなかった。または使ったことがない」、「自分の知りたい情報にたどりつくのが、本人の技術に左右される」などの意見があった。

次に、問3 省スペース化が図られたか。であるが、「非常に図られた」と「図られた」を合わせて、86.2%になっており、8割以上の議員が図られたとの回答を頂いている。意見等としては、「最終的な記録として紙ベースの資料が必要」などの意見があった。

次に、問4 より効果的・効率的にする提案では、「請願の格納フォルダが分かりにくいため、特定の場所に格納するなど改善が必要。」、「来期はタブレット等、直接画面に書き込みできるPCが望ましい。また、本人所有の端末を持ち込めると利便性が向上する。」、「資料が多い委員会では紙資料の方が目的とする箇所にアクセスしやすい。」などの提案があった。

最後になるが、問5 その他、御意見・御感想では、「本会議や委員会で配布される紙の次第は不要。」、「決算特別委員会など紙資料が多種・多ページにわたるものは紙資料の方が良い場合もあるため、使い分けできたらよい。」、「メモ書き機能が実質的には使えないため、別に手書きメモ用紙を用意する必要がある。」、「実際の委員会では書き込みができないため、紙に印刷して資料を見ている。」などの意見があった。

以上である。

## 委員長

ペーパーレス会議システムの運用については、このアンケート結果を踏まえ、今後も改善に努めていくので、よろしく願います。

< 了 承 >

## 委員長

11 その他に入る前に申し上げます。

埼玉県議会BCPの策定状況について、説明する。

現在、令和4年9月22日に実施した避難訓練の後に実施したアンケート結果を踏まえ、埼玉県議会BCPを作成しているところである。アンケートでは、ヘルメットの配備の必要性や議事堂外の避難場所の検討など多数の御意見を頂いた。感謝申し上げます。

今後、埼玉県議会BCPの素案を作成・提示し、各会派の皆様の御意見を頂くとともに、執行部とも調整しながら、令和5年2月定例会の本委員会において埼玉県議会BCPとして報告し、策定したいと考えているので、よろしく願います。

## 委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月2日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >